

川越市議会 100 周年記念誌作成・印刷業務委託

公募型プロポーザル実施要領

川越市議会事務局

川越市議会 100 周年記念誌作成・印刷業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

川越市発展の過程で議会が果たしてきた役割や議会活動といった 100 年のあゆみをビジュアル的に広く紹介し、市内外に議会の歴史を知ってもらうことによって、川越市議会に対する理解を深め、親しみをもってもらうことを目的とする。

これを達成するための、知識、技術、経験等に優れた事業者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名称

川越市議会 100 周年記念誌作成・印刷業務委託

(2) 業務内容

別添「川越市議会 100 周年記念誌作成・印刷業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和 4 年 12 月 28 日まで

(4) 業務委託限度額

本業務委託の限度額は、1,958 千円（消費税額及び地方消費税額含む）とする。なお、消費税額及び地方消費税額については、納入時の税率を適用するものとする。

3 参加資格要件及び失格事項

(1) 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、川越市契約規則に遵守した上で、次に掲げる条件を全て満たすものとする。なお、複数の企業による共同参加は認めない。

ア 川越市競争入札参加者の資格等に関する規定に基づく令和 3 年度・4 年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されており、かつ、営業種目が「企画・立案・図録制作」で登録されていること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しないこと。

ウ 本業務委託の公告の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれかの日においても、川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱の規定

に基づく入札参加停止期間中でないこと。

- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、または再生計画の認可の決定が確定した者を除く）でないこと。
- オ 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- カ 地方公共団体の記念誌等の印刷物の企画・制作業務を受託し、完了した実績があること。

（2）失格事項

次のいずれかに該当したときは、本手続きに関する資格を失う。

- ア 「参加資格」の要件を満たさなくなったとき
- イ 「企画提案書等の提出」の提出期限までに提出書類が提出されなかったとき
- ウ 提出書類に虚偽の記載があったとき
- エ 見積額が業務委託限度額を超えているとき
- オ ヒアリング審査に参加しなかったとき
- カ 選考の公平性を害する行為があったとき
- キ 他者の著作権等を侵害するとき
- ク 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めたとき

4 参加申し込み

このプロポーザルに参加する意思のある者は、次のとおり必要書類を提出すること。

（1）提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式1）
- イ 会社概要、会社のパンフレット等
- ウ 誓約書（様式2）
- エ 業務実績調書（様式3）
- オ 上記「エ 業務実績調書（様式3）」の成果品

※各様式は市ホームページからダウンロード可

（2）提出部数

各1部

(3) 提出方法

持参または郵送（配達証明書付）

(4) 提出期間

令和3年6月1日（火）から令和3年6月8日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日は除く。郵送の場合は必着）

(5) 提出先

川越市議会事務局

5 質問及び回答

(1) 質問の方法

質問受付期間中に「質問書（様式4）」に質問事項を記載の上、電子メールにより提出し、到達確認を行うこと。

(2) 質問書受付期間

令和3年5月17日（月）から令和3年5月26日（水）午後5時15分まで

(3) 提出先

川越市議会事務局

電子メールアドレス shomu@city.kawagoe.saitama.jp

(4) 回答方法

質疑応答事項は取りまとめて、令和3年5月31日（月）までに、市ホームページにて公開する。

(5) その他

ア 質問者の名称等については公表しない。

イ 審査に関する質問については回答しない。

ウ 原則として、回答後の再質問は認めない。

6 企画提案書等の提出

企画提案書は、企画提案者1者につき1点の提案の提出とし、その構成等は下記のとおりとする。なお、提出期限以降の見積書の金額訂正、書類の差し替え及び追加提出は認めない。

(1) 企画提案書の構成

ア 様式は任意

イ ページ数はA4版10ページまで

ウ 以下の内容の見本を作成すること。また、色合いなどがわかるようにカラーで作成すること。なお、写真等使用する素材はダミーのもので構わない。

①表紙・裏表紙

②目次

③年表・・・見開き2ページに20項目程度掲載し、そのうち重要な項目4項目程度について、写真等に説明を加えたものを掲載すること。
また、比較材料として、世の中の出来事（文字）を入れること。

④集合写真・・・25枚の写真のレイアウトを作成すること。

エ 制作スケジュール

本業務の実施にあたっては、適宜、内容等の確認作業を行いながら事務を進める必要があるため、そういった事情を考慮に入れながら、計画的な業務の進行管理ができる制作スケジュールであること。

オ 内容は、企画コンセプト、全体の構成案、表紙デザイン、各ページの展開案、表紙以外のデザイン案など、具体的な提案を明記するほか、必要に応じて資料を添付する。なお、社名、代表者名、ロゴなど、会社を特定できる内容の記述はしない。

(2) 提出書類と提出部数

ア 企画提案書 正本1部、副本10部

イ 見積書（様式5指定様式による）1部

ウ 実施体制調書（様式6指定様式による）1部

(3) 提出方法

持参または郵送（配達証明付）

(4) 提出期間

令和3年6月7日（月）から令和3年6月11日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（郵送の場合は必着）

(5) 提出先

川越市議会事務局

(6) 企画提案の辞退

参加申し込み後の企画提案を辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。
提出は、持参または郵送（配達証明付）により提出すること。
提出期限は、令和3年6月16日（水）午後5時15分（郵送の場合は必着）。これを過ぎた場合の辞退は認められない。

7 審査方法

ヒアリング審査によって行う。

(1) 企画提案書の提出者が4者を超えた場合

- ア 企画提案書等の審査（書類審査）し、上位4者をヒアリング審査の対象とする。
- イ 書類審査を行った場合は、令和3年6月16日（水）に審査結果を、企画提案書を提出した事業者に電子メールで通知する。

(2) ヒアリング審査

- ア 実施日時 令和3年6月30日（水）を予定
日時・実施場所等詳細は、令和3年6月16日（水）までにヒアリング参加対象事業者に電子メールで通知する（前述「(1) 企画提案書の提出者が4者を超えた場合」で選出から漏れた旨を通知した事業者を除く。）
- イ ヒアリング審査は、提案についてプレゼンテーションを行う。
プレゼンテーションの順番は、抽選で決定し、参加対象事業者に、実施日とともに個々の集合時間および開始（予定）時間を通知する。
- ウ プレゼンテーションは、提出された企画提案書をもとに行うこと。
- エ 企画提案書以外のプレゼンテーション資料の使用・配布は認めない。
- オ 説明用としてパワーポイント等で作成した資料のスクリーンへの投影は認める。ただし、内容は企画提案書を抜粋したものとし、企画提案書に記載のない事項は掲載しないこと。
- カ プレゼンテーションの出席者は3人以内とし、管理責任者となる者は必ず出席すること。
- キ プレゼンテーションの持ち時間は20分。その後質疑応答（10分程度）を行う。
- ク 契約締結後に川越市議会100周年記念誌作成に用いる紙質を確認するため、その白紙見本と印刷見本8セットをヒアリング審査当日に提出すること。

(3) 評価

- ア 評価は、別紙「川越市議会100周年記念誌作成・印刷業務委託公募型プ

ロポーザル評価基準表」により行う。

- イ ヒアリング審査による評価の合計点が最も高い者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を次点の契約予定事業者として決定する。最高得点に同数があつた場合は、審査委員会が決定する。
- ウ 選考にあたり、審査委員会において最低基準を設ける。
- エ 参加事業者が1者の場合も選考を行うが、全ての参加事業者の提案が最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとする。
- オ 契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合には、次点の者を契約予定事業者とする。

(4) 審査の結果の通知

審査結果は、令和3年7月7日（水）にヒアリング審査に参加した事業者に電子メールで通知を予定。

(5) その他

- ア ヒアリング審査の場において、参加事業者名が特定可能な内容の表現（参加事業者名、参加事業者のロゴ、標語等の表示等）はしないこと。
- イ 審査委員会での審査は非公開とする。
- ウ 選考結果に対する異議申立てはできないものとする。
- エ ヒアリング審査にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、川越市議会事務局に事前に連絡の上、相談するものとし、必要機器については各参加事業者にて用意すること。
- オ 審査結果は、市ホームページで公表する。

8 契約の締結

本業務の委託先業者に選定された業者は、本市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとする。

9 その他留意事項

- (1) 提案のための費用は、参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出後の修正または変更は一切認めない。
- (3) 川越市と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めない。
- (4) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属する。ただし、川越市がこの公募型プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で

使用できるものとする。

- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) この公募型プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川越市情報公開条例（平成8年条例第15号）に基づき提出書類の公開について判断する。
- (7) 業務の全部または主要部分を再委託することは認めない。ただし、部分的に再委託を行う場合は、本市の承諾を必要とする。
- (8) 実際の制作にあたっては、提案内容そのままではなく、選定された企画提案者と本市で協議の上、内容を決定する。

10 スケジュール（予定）

公募の開始（HP上での実施要領及び仕様書公開）	令和3年5月17日（月）
質問書受付開始期間	令和3年5月17日（月）から 令和3年5月26日（水）まで
質問書に対する回答	令和3年5月31日（月）までに回答
参加申込書提出期間	令和3年6月1日（火）から 令和3年6月8日（火）まで
企画提案書等提出期間	令和3年6月7日（月）から 令和3年6月11日（金）まで
ヒアリング日時通知	令和3年6月16日（水）
ヒアリング審査	令和3年6月30日（水）
結果通知	令和3年7月7日（水）
契約締結	令和3年7月中旬

11 問い合わせ先

〒350-8601

埼玉県川越市元町1丁目3番地1

川越市議会事務局（本庁舎6階）

電話 049-224-6062

FAX 049-224-5394

電子メールアドレス shomu@city.kawagoe.saitama.jp

ホームページURL <http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>